これら	同号
退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間	旧地共済施行日前期間
第七十九条第一項の	同号の
及び次条第二項の規定の例により算定した退職共済年金の額（改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）及び改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する標準賞与額（以下この項及び次項において「標準賞与額」という。）に若しくは改正後厚生年金保険法第七十八条第一項に規定する遺族厚生年金の額（以下この項において「遺族厚生年金の額」という。）を有しない場合又は改正後厚生年金保険法第五十八条第一項に規定する遺族厚生年金の額を有する場合であつて改正後厚生年金保険法第七十八条第一項に規定する老齢厚生年金の額（以下この項において「老齢厚生年金の額」という。）を有しないときに支給する改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額に改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する標準賞与額に相当する額を合算した額を十二で除して得た額をいう。）の規定、改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害厚生年金の額をいう。）の規定及び改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第五十九条第三項に規定する遺族厚生年金の額をいう。）の規定の例により算定したそれぞれの額（以下この項において「改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額」、「改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額」及び「改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金の額」という。）、改正後厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する老齢厚生年金の額（以下この項において「老齢厚生年金の額」という。）、改正後厚生年金保険法第四十七条第一項に規定する障害厚生年金の額（以下この項において「障害厚生年金の額」という。）及び改正後厚生年金保険法第五十八条第一項に規定する遺族厚生年金の額（以下この項において「遺族厚生年金の額」という。）の規定のいずれかの規定による年金たる給付の受給権者が、当該年金たる給付の受給権を有する間に、当該年金たる給付の支給を停止されたときは、当該停止されている間は、当該年金たる給付の額（改正後厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する老齢厚生年金の額（同項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を超えるときは、同項第二号に掲げる額）、改正後厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害厚生年金の額（同項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を超えるときは、同項第二号に掲げる額）及び改正後厚生年金保険法第五十八条第一項に規定する遺族厚生年金の額（同項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を超えるときは、同項第二号に掲げる額）の規定の例により算定した額とする。）を勘案して	旧職域加算退職給付を勘案して
改正前地共済法第八十三条（見出しを含む。）、改正前地共済法第八十七条の前の見出し	障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前地共済法第八十七条第一項	障害共済年金	旧職域加算障害給付
	次の各号に掲げる金額の合算額	第二号に掲げる金額
改正前地共済法第八十七条第一項第二号	月数（	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（
改正前地共済法第八十七条第二項	障害共済年金の	旧職域加算障害給付の
	障害共済年金（	旧職域加算障害給付（
	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付
	次の各号に掲げる金額の合算額	第二号に掲げる金額
改正前地共済法第八十七条第二項第二号	月数が	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数が
改正前地共済法第八十七条第四項	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付
	五十円	五十銭
	百円	一円

とする。）					
障害共済年金の	旧職域加算障害給付の				
障害共済年金	旧職域加算障害給付				
とする	とし、これらの日が平成二十七年九月三十日以後にあるときは同日とする				
障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退した	旧職域加算障害給付の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める				
減退し、又は増進した後における障害の程度	障害の程度	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として総務省令で定める場合を除き、当該旧職域加算障害給付の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）			
障害共済年金の額	旧職域加算障害給付の額				
障害共済年金	旧職域加算障害給付				

改正前地共済法第八十九条第二項及び第三項並びに第九十条第一項